

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和 6 年 6 月改正版)

【目次】

1	訪問型サービス（独自）サービスコード表	1 頁
2	通所型サービス（独自）サービスコード表	3 頁
3	介護予防ケアマネジメントサービスコード表	6 頁

※ コード表に記載の番号、単位数等は今後変更される場合がありますので、必ず最新の情報に注意し利用してください。

令和 6 年 6 月
箱根町

1-1 訪問型サービス(独自) サービスコード表(旧来の介護予防訪問介護相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定			
種類	項目					単位数	単位			
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位	1176単位	1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	39単位	39	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位	2349単位	2,349	1月につき			
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合	77単位	77	1日につき			
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3727単位	3,727	1月につき				
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合	123単位	123	1日につき			
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)身体介護を行う場合(生活援助含む)		287単位	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位		179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220単位		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合		163単位	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき			
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)身体介護を行う場合(生活援助含む)		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等によりサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算				
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算				
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算				
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算				
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算				
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算				
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		所定単位数の 221/1000 加算				
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 208/1000 加算				
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 200/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 158/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 187/1000 加算				
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 184/1000 加算				
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の 158/1000 加算				
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の 142/1000 加算				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の 139/1000 加算				
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000 加算					

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1-2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,000単位	1,000	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス／211日制		1,000単位	日割りの場合	33単位	33	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合	1,997単位	1,997	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス／212日制		1,997単位	日割りの場合	66単位	66	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,168単位	3,168	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス／213日制		3,168単位	日割りの場合	104単位	104	1日につき	
A2	2521	訪問型独自サービス／222	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	1回につき	
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	10単位減算	-10	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日制			日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合	20単位減算	-20	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日制			日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合	32単位減算	-32	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日制			日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき	
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	200単位加算			200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算			1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算				
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算				
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算				
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算				
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算				
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算				

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2-1 通所型サービス(独自)サービスコード表(旧来の介護予防訪問介護相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき		
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4			
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)		20単位加算	20		
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算			
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算			
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算			
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算			
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	1月につき		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算			
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算			
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算			
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算			
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算			
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算			

※1 要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

※2 要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

※3 要支援1または週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,798単位)」を使用。

※4 要支援2または週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1121(3,621単位)」を使用。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成	算定
種類	項目							単位数	単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全数で4回まで	436単位		305	1回につき	
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で3回まで	447単位	313			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成	算定
種類	項目							単位数	単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 注1月の中で全数で4回まで	436単位		305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 注1月の中で3回まで	447単位	313			

2-2 通所型サービス(独自) サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス／211(※1)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,260単位	1,260	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス／211日割			1,260単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	41単位	41	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス／212(※2)			事業対象者・要支援2		2,544単位	2,544	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス／212日割			2,544単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	84単位	84	1日につき
A6	1213	通所型独自サービス／221(※3)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	306単位	306	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス／222(※4)			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	314単位		314
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	13単位減算	-13	1月につき	
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212				事業対象者・要支援2	25単位減算	-25	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3単位減算	-3	1回につき	
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222				事業対象者・要支援2	3単位減算		-3
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定 減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	13単位減算	-13	1月につき	
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211日割				日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212				事業対象者・要支援2	25単位減算	-25	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3単位減算	-3	1回につき	
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222				事業対象者・要支援2	3単位減算		-3
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善 加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の 92/1000 加算	1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の 90/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の 80/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位数の 64/1000 加算	
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算				
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算				
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算				
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算				
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算				
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算				
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算				
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算				
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算				
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算				
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算				

※1 要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

※2 要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

※3 要支援1または週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1211(1,260単位)」を使用。

※4 要支援2または週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1221(2,544単位)」を使用。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,260単位	定員超過の場合 × 70%	882	1月につき	
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超		1,260単位	日割りの場合		41単位	29	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援2	2,544単位		1,781	1月につき	
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超		2,544単位	日割りの場合		84単位	59	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス／221・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	306単位		214	1回につき	
A6	8016	通所型独自サービス／222・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	314単位		220		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	9004	通所型独自サービス／211・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,260単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	882	1月につき	
A6	9005	通所型独自サービス／211日割・人欠		1,260単位	日割りの場合		41単位	29	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		事業対象者・要支援2	2,544単位		日割りの場合	1,781	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠		2,544単位	84単位			59	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス／221・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	306単位		214	1回につき	
A6	9016	通所型独自サービス／222・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	314単位		220		

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	単位数	算定 単位
種類	項目			
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	742	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・連携	742	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	1042	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)	438	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)・初回	738	
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)・連携	738	
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)・初回・連携	1038	
AF	1101	介護予防ケアマネジメントB	221	
AF	1102	介護予防ケアマネジメントB・初回	521	
AF	1103	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止未実施減算)	219	
AF	1104	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止未実施減算)・初回	519	
AF	1111	介護予防ケアマネジメントC	151	
AF	6132	委託連携加算	300	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注1 単位数算定記号の説明

＋〇〇単位 ⇒ 所定単位数 ＋ 〇〇単位

－〇〇単位 ⇒ 所定単位数 － 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇／１００

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 ＋ 所定単位数 × 〇〇／１００

注2 箱根町では実施していないサービスコードも含まれます